

60歳超え契約社員の社会保険の適用拡大について

16.9.12 N関労東京支部 調査・交渉

16.10.12 一部訂正、加筆

お詫びと修正について

9月12日付け文章の一部に不十分な点がありました。10月12日に改めて、会社や厚労省年金課、東京都北区社会保険事務所に問合せた結果、以下の通り訂正し、お詫びします。また9月12日付けの文章には波線部分を加筆しました(記 16.10.12)。

(誤) 今年9月の月額賃金が8万8千円以上

→ (正) 今年10月の月額賃金が8万8千円以上

(誤) 来年10月から週3日勤務労働者全員が社会保険の支払い義務が生じる

→ (正) 来年4月から

週3日勤務労働者全員が社会保険の支払い義務が生じる

最賃引上げに伴う東京在勤の時給の引上げ

NTT-MEより、9月9日に「60歳超え契約社員の時給の引上げ」について、おおよそ以下の提案がありました。

1. 最賃制の改定に伴い、NTTの930円の時給が東京都のみ法律違反となるため、東京在勤者のみ時給を2円引上げ、932円とする。
2. 2016年10月1日より実施。

2円時給の引上げが、社会保険の支払い義務に明暗

同じ9月9日にNTT-MEより、「60歳超え契約社員の社会保険の適用拡大」について、おおよそ以下の提案がありました。

1. 月額賃金が88,000円以上(通勤費、超勤手当、ボーナス等 は含まない)の場合

合、社会保険料(NTT健保、厚生年金保険、NTT企業年金基金)の支払い義務が生じる。

2. 月額賃金の換算算定式は以下のとおり。

時給 × 1日の所定時間 × 21日 × 週所定日数 ÷ 5

【東京在勤者】 $932 \times 7.5 \times 21 \times 3 \div 5 = 88,074$ 円

【東京以外】 $930 \times 7.5 \times 21 \times 3 \div 5 = 87,885$ 円

(注1) これまで、今回の社会保険加入拡大の要件は、「今年9月の月額賃金が88,000万円以上」等々の場合としてきましたが、NTTのように月額賃金が確定している場合は、今年10月の月額賃金の見込みで算定し、毎月の月額賃金が異なる場合は今年9月の1か月分の賃金実績で算定する。

3. よって、60歳超え契約社員のうち、時給932円の東京在勤者をはじめ、62歳以下の時給1000円以上の週3日勤務労働者全員が、新たに社会保険料の支払い義務が生じる。

(注2) 来年4月より、60超え週3日勤務で時給950円となるため、契約が変更となる来年4月からは全員が社会保険の支払い義務が生じる。

4. これまで44年加入特例で定額部分の支給を受けていた人たちが、働き方は変わっていないのに、法律で10月1日からは月例賃金8万8千円以上は社会保険の適用拡大によって、定額部分が支給されないことは大変な不利益になってしまうので、定額部分は今までどおり支給する、支給停止を行わない。

5. なお、今年10月以降に、厚生年金加入が44年に達する人は、月例賃金が8万8千円以上あると、定額部分の支給は受けられない。

6. 勤務者はこの10月以降に週4日勤務等への「契約変更」はできるが、定額部分は支給されなくなる。